封 利 繰　一連番号　組織　法人名　資本金　分非　自主　事延　都延

受付印

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

第六号様式（その２）（提出用）（令和六年改正）

令和　　年　　月　　日

東京都　都税事務所長 支庁長 殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の 修正申告・更正・決定・再更正 による。	年　月　日

申告入力 1. 通常 2. 強制	所在地（本都が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　　）
加減算入力	（ふりがな） 法人名	
異動	（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名

項目	兆	十億	百万	千	円
事業種目					
期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	(				)
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等				
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額					
期末現在の資本金等の額					

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの事業年度分の 都民税・事業税・特別法人事業税 の 中間・確定 申告書

※処理事項	計	50人超	50人以下	除	分配

（事業税）

摘要		番号	課税標準（兆 十億 百万 千 円）	税率（/100）	税額（兆 十億 百万 千 円）
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業	所得割：所得金額総額 別表5㉟	㉘			
	所得割：年400万円以下の金額	㉙	000		00
	所得割：年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	所得割：年800万円を超える金額	㉛	000		00
	所得割：計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	所得割：軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
	付加価値割：付加価値額総額	㉞			
	付加価値割：付加価値額	㉟	000		00
	資本割：資本金等の額総額	㊱			
	資本割：資本金等の額	㊲	000		00
法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業	収入割：収入金額総額	㊳			
	収入割：収入金額	㊴	000		00
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業	所得割：所得金額総額 別表5㉟	㊵			
	所得割：所得金額	㊶	000		00
	付加価値割：付加価値額総額	㊷			
	付加価値割：付加価値額	㊸	000		00
	資本割：資本金等の額総額	㊹			
	資本割：資本金等の額	㊺	000		00
	収入割：収入金額総額	㊻			
	収入割：収入金額	㊼	000		00
合計事業税額	（㉜又は㉝）＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼	㊽			00

摘要	番号	金額（兆 十億 百万 千 円）	摘要	番号	金額
事業税の特定寄附金税額控除額	㊾		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊿	
差引事業税額 ㊽－㊾－㊿	51	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	52	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	53		この申告により納付すべき事業税額 51－52－53	54	00
54の内訳 法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	55	00	付加価値割	56	00
資本割	57	00	収入割	58	00
54の内訳 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	59	00	付加価値割	60	00
資本割	61	00	収入割	62	00
54のうち見込納付額	63		差引 54－63	64	

（特別法人事業税）

摘要	番号	課税標準（兆 十億 百万 千 円）	税率（/100）	税額（兆 十億 百万 千 円）
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	65	00		00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	66	00		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	67	00		00
合計特別法人事業税額 65＋66＋67	68			00

摘要	番号	金額（兆 十億 百万 千 円）	摘要	番号	金額
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	69		差引特別法人事業税額 68－69	70	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	71	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	72	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 70－71－72	73	00	73のうち見込納付額	74	
差引 73－74	75				

（都民税）

摘要	番号	金額（兆 十億 百万 千 円）
（使途秘匿金税額等）		（　）
法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額（⑤又は⑥×/100）	⑦	
都民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯	00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額：円×⑰/12	⑱	00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき都民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔	000
東京都に申告する場合の⑦の計算：同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
東京都に申告する場合の⑦の計算：市町村分の課税標準額	㉖	000
東京都に申告する場合の⑦の計算：同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）	76	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	77	
還付請求：中間納付額	78	

（東京都の場合）

還付請求	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	金融機関名　支店名　預金種目　口座番号

項目	兆 十億 百万 千 円
法人税の期末現在の資本金等の額	
法人税の当期の確定税額	

項目	内容	項目	内容
決算確定の日	・　・	解散の日	・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・		
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

関与税理士署名	（電話　　　）

（都・法）　24120－271